

令和元年度 財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(財政援助団体) 大垣市消防団本部

(所 管 課) 生活環境部 危機管理室

3 監査の期間

令和元年 11 月 6 日から令和 2 年 3 月 12 日まで

4 対象事項

平成 30 年度分の財政援助に係る出納その他の事務

5 監査の方法

財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、財政援助団体及び所管課から監査資料及び関係帳簿等の提出を求め、各種規程や決算資料の確認、会計諸帳簿等との照合、関係者からの聴取等により監査を行った。

6 監査の主な着眼点

(財政援助団体)

- ・ 補助金申請にかかる事務は、規則等に基づき適時に行われているか
- ・ 処務規程等の関係規程は整備されているか
- ・ 会計経理は適正に行われ、内部統制は機能しているか

(所 管 課)

- ・ 補助金の決定は法令等に適合し、手続きは適正に行われているか
- ・ 補助金交付要綱は適正に整備されているか
- ・ 補助金の履行状況及び効果について実績報告書等により確認されているか

第2 監査対象団体の概要

1 設立年月 昭和22年9月

2 趣旨

大垣市消防団条例により、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団を設置。

3 服務

大垣市消防団条例第8条により、消防団員は、招集によって出動し、服務するものとする。招集の命を受けない場合にも水火災の発生その他非常災害等の発生を知ったときは、あらかじめの指示に従い、直ちに、出動し、服務しなければならない。

4 組織（平成30年4月1日現在）

大垣市消防団規則第2条により、消防団を組織する。

（1）消防団本部 25人（定員：28人）

団 長：1人

副 団 長：9人

本 部 長：9人

本 部 班 長：5人

本部副班長：1人

（2）分団 640人（定員：722人）

分 団 長：25人

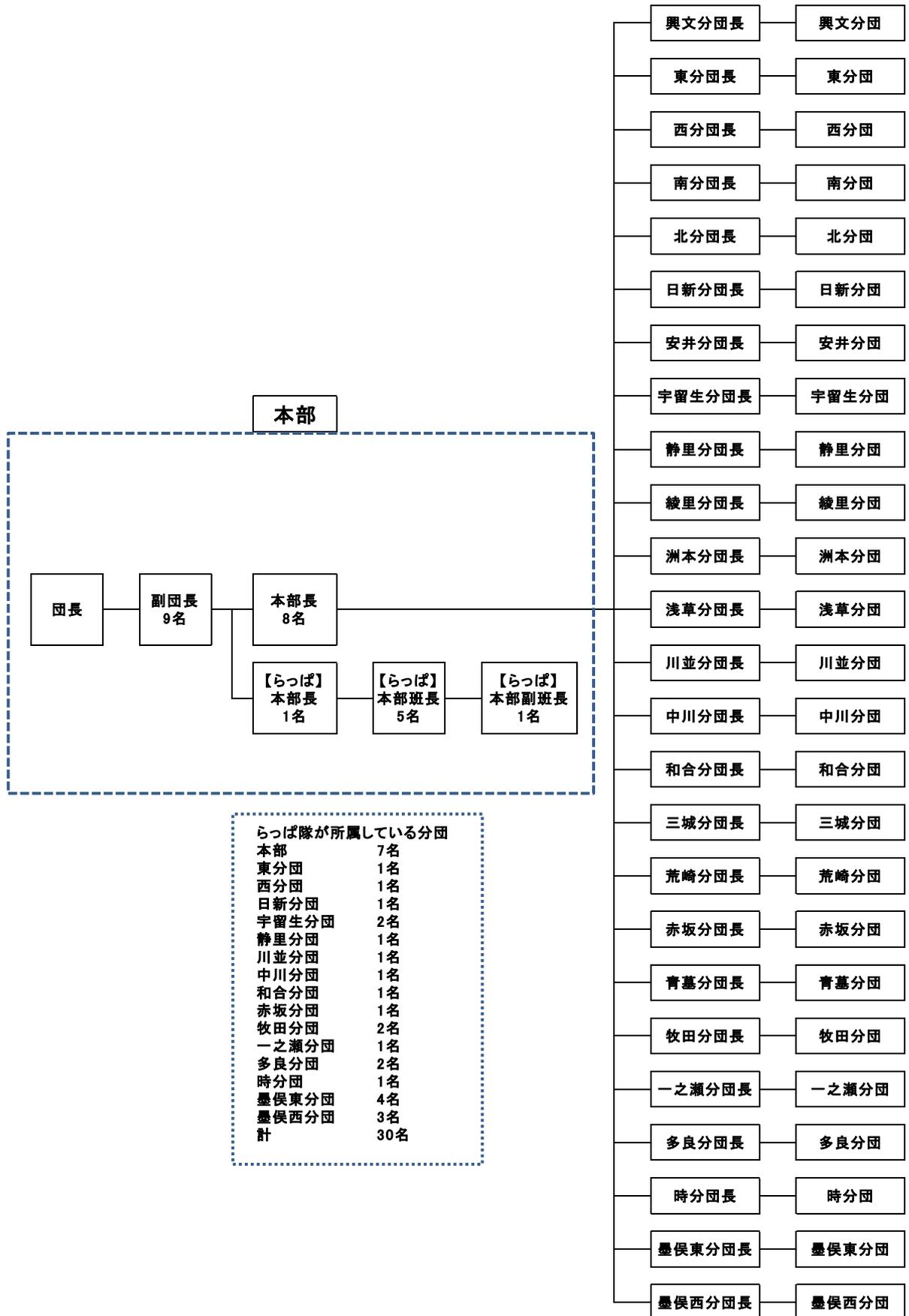
副分団長：25人

部長・班長：179人

団 員：346人

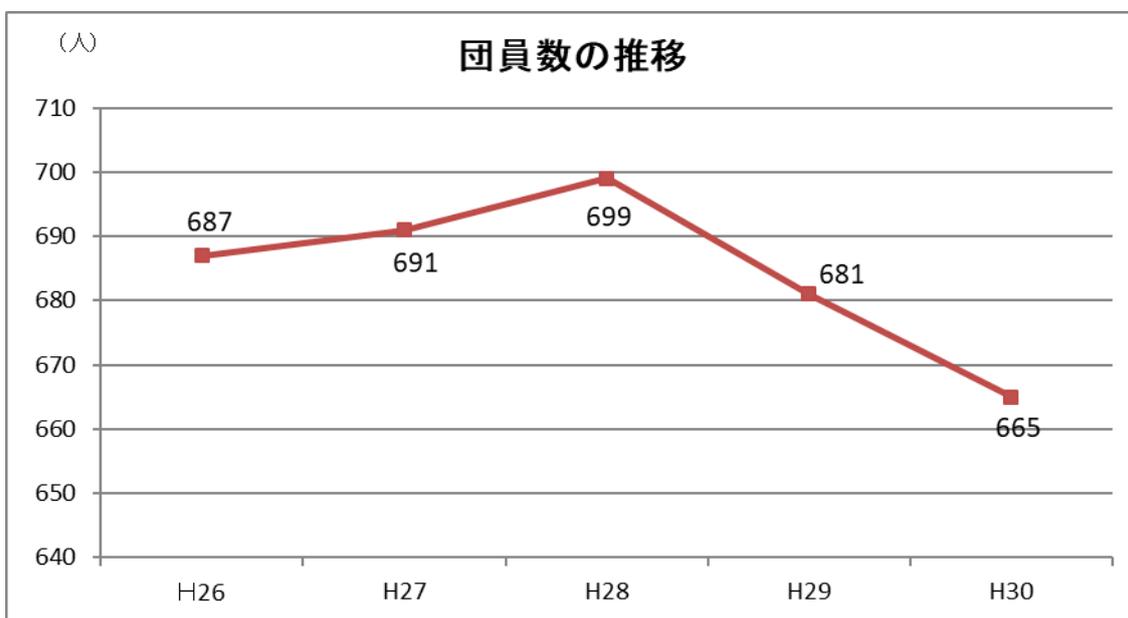
機能別団員：65人

組織図



5 消防団員数の推移

本市の過去5年の消防団員数の推移は次のとおりである。



6 補助金の概要

(1) 大垣市消防団運営等交付金 1,187,500 円

〔対象事業〕 消防団本部運営事業、被服購入事業

〔対象経費〕 交付事業に要する経費のうち、人件費、交際費、慶弔費、懇親会費及び負担金を除く。

〔補助率〕 10/10

〔限度額〕 均等割 175,000 円 (大垣、墨俣、上石津)

人員割 2,000 円×団員数

研修割 20,000 円×分団数

被服費 4,500 円×団員数

(2) 大垣市消防救急デジタル無線受令機整備事業補助金 1,080,000 円

〔対象事業〕 消防救急デジタル無線受令機整備事業

〔対象経費〕 消防救急デジタル無線受令機に係る機器本体、電池パック、充電器、充電器用 AC アダプター、アンテナの購入費用。

〔補助率〕 10/10

〔限度額〕 180,000 円/台

7 収支決算状況（過去3年比較）

（収入）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付金	1,233,000	1,220,000	1,187,500
補助金	1,598,400	2,557,440	1,080,000
年末慰労金	20,000	10,000	10,000
雑入	37,517	50,625	30,401
繰越金	554,047	766,936	341,882
合計	3,442,964	4,605,001	2,649,783

（支出）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消防協会費	50,000	50,000	50,000
福祉共済費	90,000	0	75,000
出動費	107,782	169,437	110,113
会議費	108,966	71,172	67,432
研修費	335,000	289,000	432,000
通信運搬費	12,600	12,600	0
備品購入費	1,721,298	3,214,450	1,080,000
消耗品費	88,854	175,736	191,716
雑費	52,234	68,236	85,620
被服費	109,294	212,488	82,673
合計	2,676,028	4,263,119	2,174,554

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
差引額	766,936	341,882	475,229

第3 監査の結果

補助金に係る出納その他事務処理及び諸帳簿・関係書類については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、今後の団体運営及び市政運営にあたって留意されたい事項について意見として述べる。

1 財政援助団体（大垣市消防団本部）

団体において事務執行するのが基本であるが、事務員確保が困難なこと、また、市として一定の関わりが必要とされることもあり、市職員が携わっている状況にある。しかしながら、団体運営については消防団本部が主体となり、経理事務は団体が自立して行い、市は補助金交付事務、団体への必要なアドバイスなど、サポートとしての役割を担うことが望ましいと考える。

今後は、団体が自主性を持つためにも組織内に会計や監事の配置等体制の整備を検討されたい。

また、予算は計画に基づき執行すべきであり、安易な流用は、予算制度の形骸化につながる恐れがあることを十分認識し、的確な予算計上に努められたい。

2 所管課（生活環境部 危機管理室）

消防団運営等交付金は、消防団の運営に要する経費に充てるための交付金であり、その交付額は要綱に基づき交付している。

交付金の妥当性や効果の確認を行うためにも、実態に合わせた交付要綱に見直しを検討されたい。